

今期の生涯学習分科会の議論の方向性について

清原・牧野メモ 20211221

I. 第 11 期生涯学習分科会におけるこれまでの報告について

委員等による報告を踏まえ、また、生涯学習・社会教育をめぐる現代の社会状況と実践を踏まえ、望ましい生涯学習・社会教育を含む社会及び地域社会の在り方について議論がなされた。

- 辻 浩 委員 「総合教育政策として生涯学習を発展させるために」
- 松本 理寿輝 委員 「地域のまちづくり、ウェルビーイングの拠点としてのまちの保育園やまちのこども園における取組」
- 内田 由紀子 委員 「日本の生涯教育におけるウェルビーイング概念の適用について」
- 乾 喜一郎 氏 「社会人に学習を促すうえでの課題と個人の学習が社会に及ぼす効果～社会人学習者の視点から～」
- 長谷川 敦士 委員 「これからの社会におけるアート教育とデザイン教育」
- 山内 祐平 委員 「生涯学習におけるオンライン学習の位置付け～MOOC と反転学習の事例から～」

II. 第 11 期生涯学習分科会の議論の方向性に関する視点

1. コミュニティが焦点化：政策的動向(1)

各省庁の政策的動向に共通してみられる傾向として、国民の生活基盤である「地域コミュニティ」が注目され具体的施策が展開されている。

総務省：地域運営組織 厚生労働省：地域包括ケアシステム⇒地域共生社会
国土交通省：地域防災システム まちひとしごと創生会議：ちいさな拠点づくり
経済産業省：未来の教室・STEAM ライブラリー・教育 DX
農林水産省：農村地域づくり事業体
文部科学省：コミュニティスクール・GIGA スクール・地域学校協働活動

- ⇔明治以降の政策的特徴：国の枠組みが動揺するとコミュニティが焦点化される。どの施策も住民の「学び」を基盤としないと課題解決できない
- ⇒どれも住民の「学び」を課題化しないと成立しない。社会教育・公民館がとらえられる
- ⇒政策課題・地域課題の解決に向けて、住民の学びや活動の拠点として、生涯学習・社会教育および公民館等の社会教育施設がとらえられてきている

2. 「学び」が焦点化：政策的動向(2)

多様な社会的課題の解決に向けて学校教育のみならず、学校教育以外の「学び」の意義が再発見され、注目されている

⇒社会の構造的変容に対応し、国民一人ひとりの生活基盤を確かなものとするための学び直し・生涯学習が政策的焦点に

少子高齢人口減少社会・人生 100 年時代への対応と新たな経済の在り方の模索

1995 年 高齢社会対策基本法：生涯学習を総合行政としてとらえる

2017 年 人生 100 年時代構想会議：全世代型社会保障と「学び直し」

2018 年 高齢社会対策大綱：エイジレス社会、地域コミュニティ、社会参画

⇒一億総活躍・人づくり革命・生産性革命

2020 年 選択する未来 2.0：コミュニティ・ワークライフバランス・社会的セーフティネット・デジタル化

2021 年 新しい資本主義実現会議：成長・分配とリスクリング、リカレント教育

全国社会福祉協議会：福祉教育⇒社会教育

⇒総合行政としての生涯学習

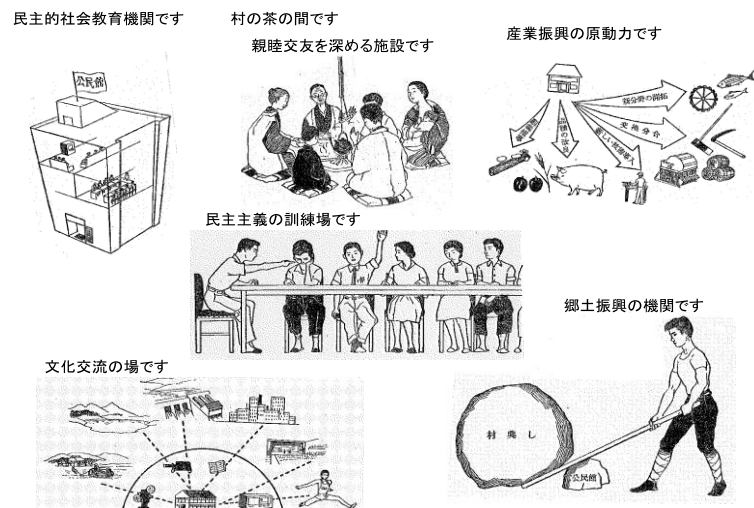
⇒全世代型社会保障と「学び直し」・生涯学習が一体化

⇒「新しい資本主義」の基盤としてのコミュニティと住民自治

3. 社会基盤としての社会教育・生涯学習

本来、社会教育は文部行政の範疇に留まらず、人々の生活基盤を形成する「学び」の実践を核とした、地域づくりのための営みという性格を強く持つ。

昨今、現代社会の多様な課題発見・課題解決と、未来志向の社会づくりにおいて、「地域コミュニティにおける学び」として、改めて社会基盤として位置付けられる



小和田武紀『公民館図説』(1954年)より：文部科学省提供資料

○社会の持続可能性を高める社会教育、そのための機関としての公民館

公民館：寺中構想(『公民館の構想』1946年)

社会教育機関・社交娯楽機関・町村自治振興機関・産業振興機関・青年の育成(次世代育成)機関

○公民館：社会教育法第 20 条（1949 年）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする

○コミュニティスクール(2015 年以降)：学社連携⇒学社融合⇒学社協働

地域社会による学校支援(学校中心・教育課程完結)⇒地域コミュニティと学校の連携協働(社会に開かれた教育課程)=人生 100 年時代の「学び」の基礎力形成⇒人生 100 年時代を他者とともに生き抜く力を持った国民の育成

○開かれ、つながる社会教育(2018 年)：社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり

⇨「社会教育」に各省庁のコミュニティ政策を代入しても違和感がない

社会教育の固有性はどこにあるのか

○社会教育士新設(2018、社会教育主事の活用)

4. 第 10 期中教審生涯学習分科会における議論の整理

「命を守る」社会教育⇨誰一人取り残さない

社会的包摂を実現するための、生涯学習・社会教育が果たす役割について

⇨ 多発する自然災害や新型コロナウイルス等感染症対策などへの個人・家庭・地域社会における対応の力。さらに、新たな社会づくりにとって不可欠かつ喫緊の課題としての社会のデジタル化への対応

⇨ これからのデジタル社会において、豊かな地域社会を実現していくうえで、生涯学習・社会教育に必要な方策について

- ・成人が「市民」として必要なリテラシー・スキルの育成
- ・オンライン等を活用した学びの充実
- ・デジタル活用共生社会に向けた情報弱者への支援

改めて社会基盤としての社会教育・生涯学習

5. 政策策定の基盤として：第 10 期の整理を踏まえた、今後の議論の方向性

住民自治と団体自治

「自治」とは／「教育」とは／「社会」とは／「学び」とは

人が社会で生きるとは：個人と社会の関係

原理的な問いと実践からの報告

⇨意識するのは「住民・市民の学びが何をもたらししているのか」「住民・市民が学ぶとはどういうことか」「社会の持続可能性」

For All を基盤とした By All へ

社会教育・生涯学習は何のためにあるのか(ミッションの再定義)

(目的設定可能なのか、社会の持続性確保なのか)

一般行政の基盤整備としての「社会教育」「生涯学習」／一般行政の基盤であり、かつ優越する

譲れない価値の検討：生命・尊厳・人権⇨自治(住民自治・団体自治)

今後の政策提言に結び付くような議論へ

社会基盤形成・総合行政としての社会教育・生涯学習

地域コミュニティの基盤としての社会教育施設等の機能の強化

デジタル社会において社会的包摂を実現するために求められる生涯学習・社会教育の振興方策等